

### Ⅲ 人材育成

#### 人材育成をめぐる主な論点

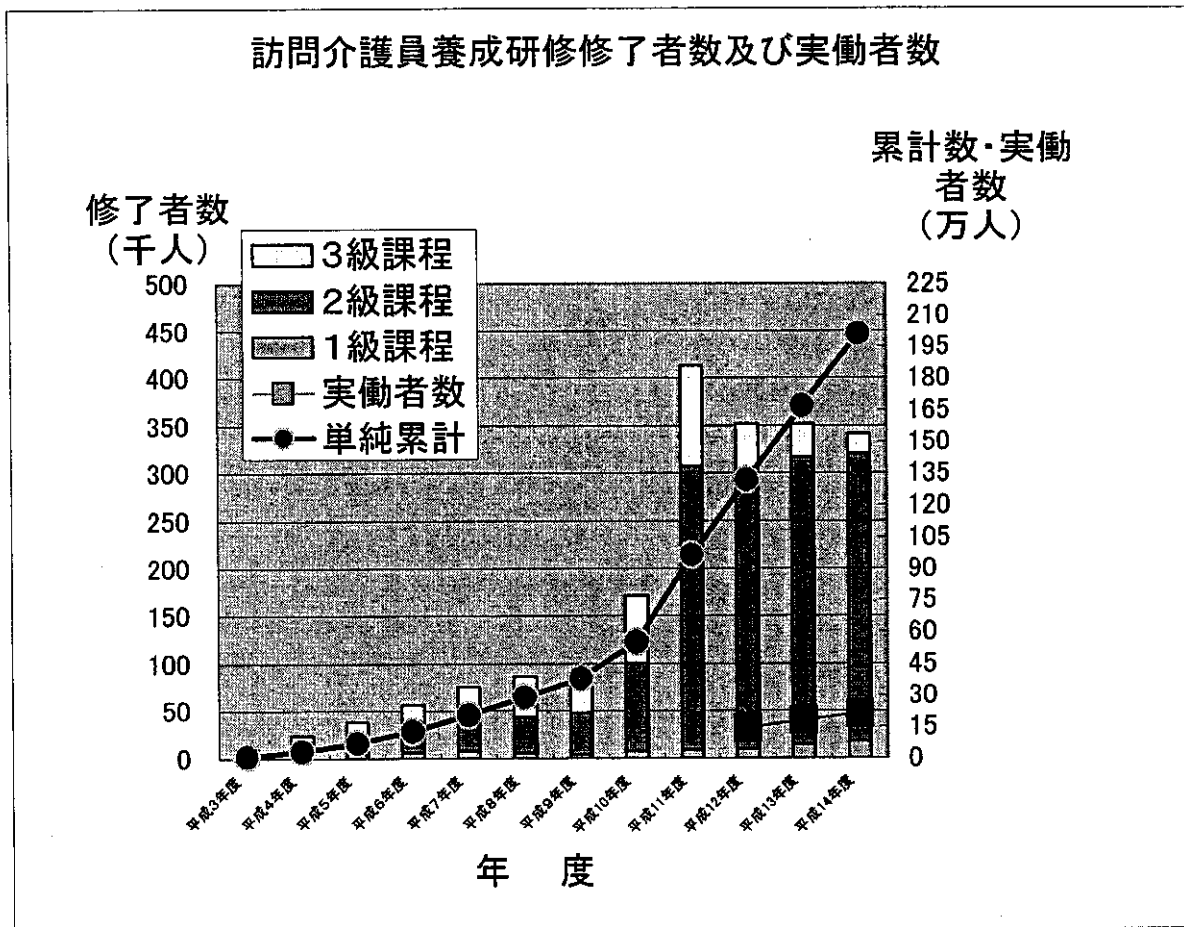
- 介護サービスを支える人材の資質の向上の観点から、在宅サービス・施設サービスを問わず、介護職員については、教育・研修の体系化や技術向上の仕組み、従業者としての資格等の要件化などを進めるべきではないか。
- 痴呆ケア充実の観点から、専門資格化を含めた人材の養成を図っていくことが重要ではないか。
- 施設における個別ケアや入所者の重度化への対応等の観点から、施設長に対する研修等についても充実・強化が必要ではないか。

## 訪問介護の人材育成

- 訪問介護は、介護福祉士と訪問介護員（1級～3級）により提供されており、特に訪問介護員については養成数が増えている。
- 実際に従事している職種等で見ると、総数、常勤換算ともに2級ヘルパーが中心であり、介護福祉士の割合は常勤換算で2割弱となっている。

### 1. 訪問介護員の養成数等とカリキュラム

#### ① 訪問介護員の養成研修終了者数（年度別・累計）と実働者数



※ 訪問介護員の養成研修終了者数（年度別・累計）は、厚生労働省老健課調べ。なお、各養成課程欄の数値は、1人の者について、年度をおって養成課程昇進（レベルアップ）を行っている場合には重複して計上される。

※ 訪問介護員の実働者数は、介護サービス事業所・施設調査による。

## ② 訪問介護員の養成課程

課程・総時間数	形態	目的
1級 計：230H	講義：84H 演習：62H 実習：84H	2級課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員が行う業務に関する知識及び技能を修得すること。
2級 計：130H	講義：58H 演習：42H 実習：30H	訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得すること。
3級 計：50H	講義：25H 演習：17H 実習：8H	訪問介護員が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得すること。

※1 1級は、2級課程を修了した者を対象とする。

※2 指定基準上、事業所には、サービス提供責任者として1級課程の研修終了者（経過措置として、2級で3年の実務経験を有する者を含む。）の配置が義務付けられている。また、3級ヘルパーのサービス提供については、報酬上90%算定となっている。

### （参考）介護福祉士の養成課程

総時間数	修業年限	形態	目的
計：1650H	2年以上	講義：630H 演習：480H 実習：540H	介護福祉士として必要な知識及び技能の修得

※ 上記は、高校卒業等者が介護福祉士となるための課程であり、その他に大学等において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者等を入学要件とする1年以上の課程もある。

※ 現在、介護福祉士については、その質の向上に関する検討を行っている。

## 2. 従業者数（勤務形態別）

	総数	常勤換算	常勤専従	常勤兼務	非常勤
<b>総数</b>	<b>263,781</b>	<b>112,920</b>	<b>45,549</b>	<b>11,284</b>	<b>206,948</b>
介護福祉士（再掲）	26,208	19,126	14,738	3,527	7,943
1級ヘルパー（再掲）	17,885	11,345	7,831	1,478	8,576
2級ヘルパー（再掲）	187,109	72,622	20,972	5,143	160,994
3級ヘルパー（再掲）	6,552	1,411	234	74	6,244
その他	26,027	5,257	1,774	1,062	23,191

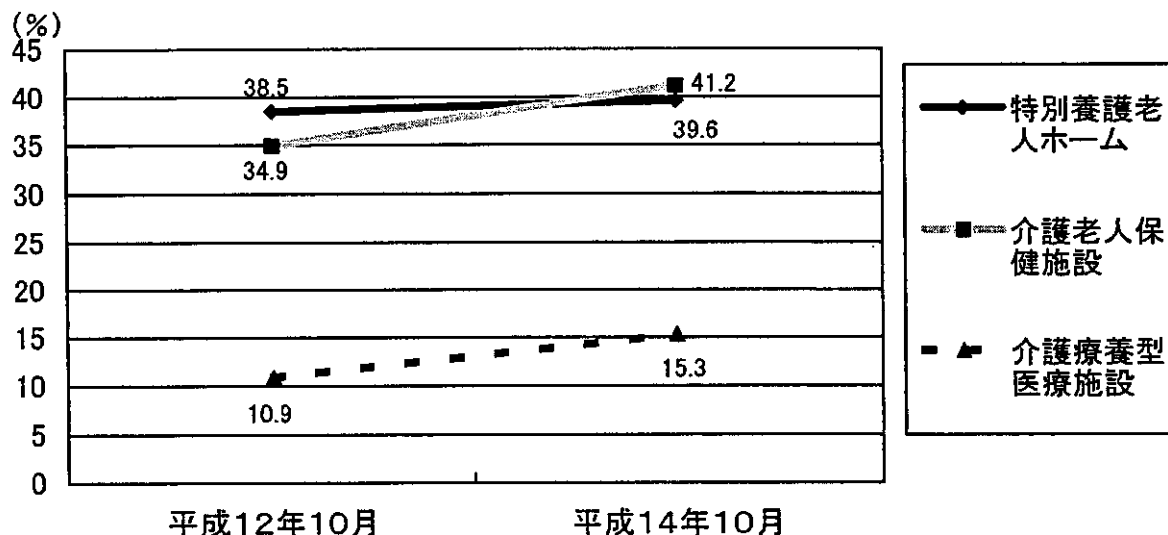
注：その他には看護師、准看護師、職種不詳が含まれる。

（平成14年度介護サービス施設・事業所調査）

## 介護施設職員の人材育成

- 介護保険三施設における介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する者の割合は増加傾向にある。
- 介護職員を対象とした研修としては、痴呆介護実務者研修、ユニットケアを行う特別養護老人ホームにおける介護職員向けの研修を行っている。

### 1. 介護保険三施設における職員の介護福祉士資格の保有状況



- \* 介護職員（常勤職員及び非常勤職員の実人員数）に占める介護福祉士資格保有者（同）の割合
- \* 介護サービス施設・事業所調査より

### 2. 介護職員を対象とした研修の現状

#### ○痴呆介護実務者研修

高齢者介護実務者に対し、痴呆性高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、痴呆介護技術の向上を図る。（後述）

#### ○ユニットケア施設研修

ユニットケアを行う特別養護老人ホーム（小規模生活単位型）について、施設の特徴を活かした適切なサービスの提供を確保するため、ユニットリーダーを対象とした研修を実施。

※先駆的施設における実習を中心として10日間研修。

- ・ 高齢者痴呆介護研究・研修東京センターにおいて、今年度より全国9か所の実地研修施設の協力を得て開始。（平成16年度より15か所に拡大予定。）
- ・ ユニットケアにおける介護方法、情報の共有や職員の指導体制に関する研修会を実施。
- ・ ユニットケア実施施設における演習・実習を中心に10日間程度の研修を実施。
- ・ これまでに計85名が受講。

## 痴呆ケアの人材育成

- 痴呆性高齢者には、①記憶障害等が進行していく一方、感情やプライドは保たれる、②環境の変化に適応することが難しい、といった特性がある。
- 痴呆性高齢者ケアは、こうした痴呆性高齢者の特性を踏まえたものであることが求められることから、痴呆介護の研究・研修の中核的な役割を担うセンターを3か所設置し、臨床的研究及び痴呆介護指導者の養成を行っている。
- また、痴呆介護指導者は、各都道府県等で実施されている痴呆介護実務者研修（基礎課程・専門課程）の企画・立案への参画及び講師への登用をはじめ、各都道府県等における痴呆介護の質の向上に向けた取組の中で、中核的な役割を果たしている。

### 1. 高齢者痴呆介護研究・研修センター

#### ○ 設置の背景

- ・ 痴呆介護に関して様々な手法、考え方が実践されてはいるが、多くは未だに研究段階であり、その体系化や理論化も緒についたばかりである。
- ・ こうした痴呆介護研究の遅れが現場の介護担当者のレベルにも大きな影響を与え、また、痴呆介護に関する研修システムが未整備であったことから専門的知識を有する人材も非常に限られていたといえる。
- ・ そこで、痴呆性高齢者について、処遇技術に関する臨床的な研究を行うとともに、痴呆介護に関する研修のための全国的な連携体制（ネットワーク）を形成して、痴呆介護の専門職員の養成を行い、全国の高齢者福祉施設や在宅サービスの現場等にその成果を普及させることを目的に、全国3か所に高齢者痴呆介護研究・研修センターを設置し、平成13年度より本格的に運営を開始した。

#### ○ 設置場所

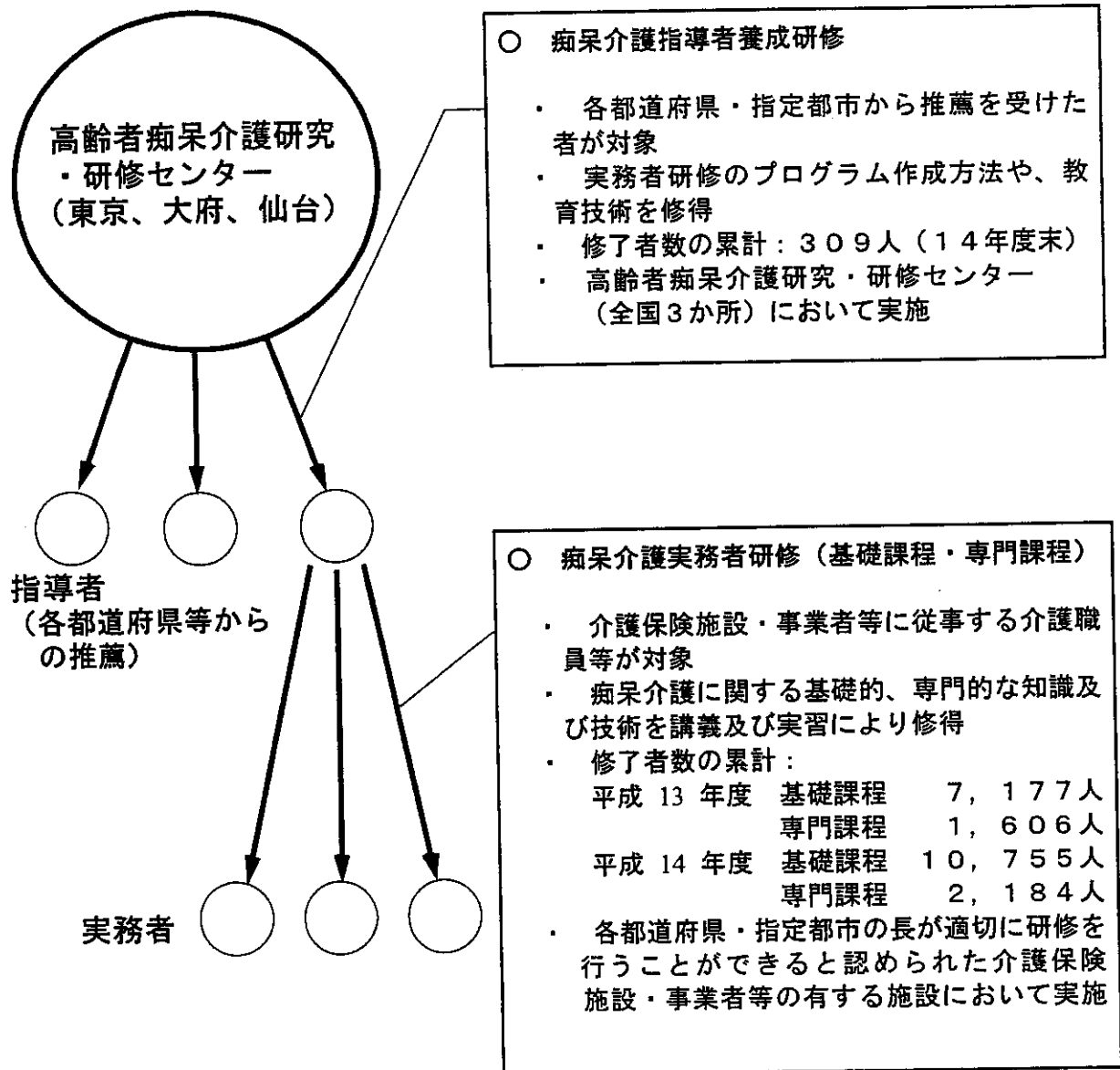
東京都杉並区、愛知県大府市、宮城県仙台市

#### ○ 事業内容

センターは、我が国における痴呆介護の中核的機関として、

- ① 痴呆介護の専門技術に関する実践的な研究
- ② 痴呆介護の専門技術に関し指導・普及を行う専門職員の養成研修
- ③ 痴呆介護の専門技術に関する国内外の人材交流や各種情報の収集・提供等を行う。

## 2. 痴呆介護研修



### ○ 痴呆介護指導者養成研修の主な内容

講義・演習5日間（40時間）、実習等25日間（200時間）

- 痴呆介護に関する各専門分野の研究について理解。
- ケアプランを活用したチームケアに対する指導者の役割を認識し、その指導能力を修得。
- 演習指導、実習指導の方法を修得。
- 教育実習。

○ 痴呆介護実務者研修（基礎課程・専門課程）の主な内容

	基礎課程	専門課程
ねらい	痴呆介護の基本理念、基本的知識を修得させる。	基礎課程で得られた基本的知識をさらに深め、施設・事業所においてケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する。
対象者	原則として、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者	次の要件を全て満たす者 ア 基礎課程修了又はそれに相当する知識・技術を有している者 イ 介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者
標準的研修時間	講義・演習 20時間	講義・演習 40時間 実習 80時間 計 120時間
実習施設		ア 実施主体の長が適切に研修を行うことができるものと認められるもの イ 介護保険施設、痴呆対応型共同生活介護事業所(痴呆性高齢者グループホーム)、通所介護事業所(デイサービスセンター)等

※ 「講義・演習」の実施場所については、都道府県等のほか社会福祉協議会の研修施設等、適切に実施することが可能であれば場所は問わない。

○ 痴呆介護指導者に対するフォローアップ研修の実施  
(平成16年度予算(案)に計上)

- ・ 痴呆介護は未だ発展途上にあり、高齢者痴呆介護研究・研修センターによる「痴呆性高齢者に適したアセスメントとケアプランの作成指針(第1版)」の作成など、研究が進められている状況にある。
- ・ したがって、介護サービスの従事者に指導を行う立場にある者に対しては、こうした研究の成果を踏まえて、最新の指導方法や痴呆介護技術に関する研修を行い、第一線の従事者が最新の痴呆介護技術を的確に習得できるようにしていくことが必要である。
- ・ このため、新たに平成16年度予算(案)に、痴呆介護指導者(指導者養成研修修了者)を対象とするフォローアップ研修を盛り込んだところである。

○ フォローアップ研修の主な内容  
講義等5日間(40時間)

- ・ カリキュラムを展開していくための最新知見
  - ・ 痴呆介護における人材育成のための方法
  - ・ 痴呆介護における課題解決の具体的方法
  - ・ 痴呆介護研修における効果的な授業の企画・運営のあり方
  - ・ 研修の教育評価
- 等を演習や実習を通じて修得。

- 痴呆介護指導者（指導者養成研修修了者）の自主的な継続研修
  - ・ 痴呆介護指導者（指導者養成研修修了者）同士が、自主的に年1～2回程度、継続（フォローアップ）研修を企画・開催。
  - ・ 各県の痴呆介護実務者研修の実践報告・課題討論を行うなど、研修プログラムの検証や研修を行う上での課題等についての情報を共有化。
  - ・ 高齢者痴呆介護研究・研修センターの研究者も講義等で参加。



痴呆介護指導者活用状況一覧(都道府県・指定都市)

No.	都道府県名	企画・立案に参画 (カリキュラム作成含む)	講師への登用 (実習の指導者 への登用含む)	その他の方法 により活用
1	北海道	○	○	
2	青森県	○	○	
3	岩手県	○	○	○
4	宮城県	○	○	○
5	秋田県	○	○	
6	山形県	○	○	○
7	福島県	○	○	○
8	茨城県	○	○	
9	栃木県	○	○	
10	群馬県	○	○	
11	埼玉県	○	○	
12	千葉県	○	○	
13	東京都	○	○	
14	神奈川県	○	○	
15	新潟県	○	○	
16	富山県	○	○	○
17	石川県	○	○	
18	福井県	○	○	○
19	山梨県	○	○	
20	長野県	○	○	○
21	岐阜県	○(16年度から)	○	
22	静岡県	○	○	
23	愛知県	○	○	
24	三重県	○	○	
25	滋賀県	○	○	○
26	京都府	○	○	○
27	大阪府	○	○	
28	兵庫県	○	○	
29	奈良県	○	○	
30	和歌山県	○	○	
31	鳥取県	○	○	
32	島根県	○	○	
33	岡山県	○	○	○
34	広島県	○	○	
35	山口県	○	○	
36	徳島県	○	○	○
37	香川県	○	○	
38	愛媛県	○	○	
39	高知県	○	○	○
40	福岡県	○	○	○
41	佐賀県	○	○	○
42	長崎県	○	○	
43	熊本県	○	○	○
44	大分県	○	○	
45	宮崎県	○	○	
46	鹿児島県	○	○	○
47	沖縄県	○	○	○
48	札幌市	○	○	
49	仙台市	○	○	○
50	さいたま市	○	○	
51	千葉市	○	○	
52	横浜市	○	○	
53	川崎市	○	○	○
54	名古屋市	○	○	
55	京都市	○	○	○
56	大阪市	○	○	
57	神戸市	○	○	○
58	広島市	○	○	
59	北九州市	○	○	○
60	福岡市	○	○	○
	合計		59	60

※平成16年1月老健局計画課調べ

(参 考) 痴呆介護指導者養成研修修了者の具体的な活用方策の例  
(平成16年1月老健局計画課調べ)

- 都道府県・市町村等が独自に実施する痴呆関連研修の企画・立案への参画や講師への登用等。
- 各種委員会・検討会等の委員として登用し、痴呆性高齢者施策をはじめとする高齢者福祉に関して専門的な観点からの助言者として活用。
- 市町村や在宅介護支援センター等の相談機能の強化を目的に対処困難な痴呆性高齢者のケアの調整に関し、事例検討を通じて専門的助言者として活用。
- 各県で取り組んでいる身体拘束廃止に関する事業での活用。
- 地域での痴呆介護ネットワークの構築に向けた取組の中での助言・指導。
- 各種研修実習施設への支援・指導。

(参 考) 諸外国における痴呆介護の専門職の例

※ デンマークの「痴呆コーディネーター」について

○ 役割

- ・ 高齢者を中心に、家族や在宅ケアスタッフのつなぎ役となって地域を歩き、自治体から適切なサービスと支援を得られるよう調整。
- ・ ヘルパーや訪問看護婦などに対しては、痴呆の専門家として相談・指導を行う。
- ・ 家族に対して、在宅でのケアを指導するほか、悩みを聞くなどのケアも行う。

○ 資格

- ・ 約1年半の教育を受けて授与される。(現に看護婦やヘルパーとして従事している者は、14週間の研修を受けて資格を得ることができる。)

※ スウェーデンの「痴呆専門看護婦」、「痴呆研修を受けた介護保健士」について

(1) 「痴呆専門看護婦」

- 公的な呼称・資格ではないが、痴呆性高齢者の専門的なケアを行える人に対するニーズが高いため、主に南部の地方でこうした呼称が定着しつつある。
- 大学で3年間専門看護教育を受けた後、臨床の現場(病院、訪問看護婦、施設勤務)を最低1年～1年半経験し、再度大学に戻り、老年科や痴呆科の教育を1年間受けた者のことを意味する。

(2) 「痴呆研修を受けた介護保健士」

- 介護保健士(注)のうち1週間程度の痴呆研修を受けた者。

(注) 介護保健士とは、高校で準備されている15程度の専門コースのうち「介護」コースを3年間受けることで資格取得。スウェーデンではホームヘルパーや医療施設のケアワーカーにもこの「介護保健士」が就くようになってきている。

(3) 人材養成機関の例

- シルビア研修センター(非営利法人が運営する痴呆ケアの研修機関)
  - ・ 痴呆性高齢者専門のケアワーカー、介護保健士向け教育機関。
  - ・ 痴呆性高齢者を介護するための理論と実践を教育し、リーダーを養成。
  - ・ 研修期間は1年間。
  - ・ 研修内容は、問題解決型の手法を取り入れた併設デイケアセンターでの実技研修や、大脳生理学から痴呆の症状まで、痴呆症の介護に必要な医学や心理学の専門知識の学習。

## 施設長の資格要件等

- 特別養護老人ホームの施設長は、社会福祉主事の要件等が必要とされており、施設長に対する研修も実施されている。
- 今後、施設入所者の重度化等に対応するため、施設長の研修等のあり方が課題となっている。

### 1. 特別養護老人ホームの施設長及び管理者の資格要件

#### ○施設長の資格要件（基準省令第5条第1項）

- ①社会福祉主事の要件を満たす者
- ②社会福祉事業に2年以上従事した者
- ③社会福祉施設長資格認定講習会を受講した者

#### ※社会福祉施設長資格認定講習会

実施機関：社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院

研修期間：通信授業 6か月、面接授業 5日間

#### 内容

第1学期	第2学期	第3学期	第4学期
社会福祉概論	老人福祉論	地域福祉論	法学
社会保障論	児童福祉論	医学一般	社会福祉施設経営（運営）管理
公的扶助論	障害者福祉論	介護概論	人事・労務管理
社会学	社会福祉援助技術論	心理学	財務管理

#### ○管理者の資格要件

特になし

### 2. 介護老人保健施設の管理者の資格要件

#### ○資格要件（介護保険法第95条）

介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

※ 都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に管理させることができる。

### 3. 介護療養型医療施設の管理者の資格要件

#### ○資格要件（医療法第10条）

病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修修了医師に、これを管理させなければならない。

### 4. 特別養護老人ホームの施設長に対する研修

#### ○社会福祉施設長サービス管理研修（介護老人福祉施設長コース）

- ・ 実施機関 社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院
- ・ 研修期間 3日間
- ・ 内容 介護保険制度の実施状況  
サービスの質的向上のための視点  
福祉施設管理者のサービス管理  
福祉施設における職員育成と施設研修  
介護老人福祉施設における人事労務管理  
介護老人福祉施設における財務管理  
介護老人福祉施設におけるリスクマネジメント 等

（関係団体の意見）

#### ○全国老人福祉施設協会（平成14年11月）

特別養護老人ホームの重要な専門性として、①介護保険サービスの質の管理、②ケアスキルの向上、③必要なサービスの開発・拡大、が上げられ、これらを支える人材を養成することが急務である。

介護保険サービスを管理する者（介護保険サービス管理士）と実際の介護現場で中心的な役割を果たす者（介護チーム）に対する専門知識、技術、職業倫理、社会性などの高い専門性にかかる課題や資質を支えるために必要な教養を習得（ライセンス化）する必要がある。